

県が発注する職員健康診断業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき公告する。

平成24年9月7日

静岡県知事 川勝平太

1 競争入札に参加できる者

職員健康診断業務の委託に係る競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、職員健康診断業務競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 資格審査を受けることができる者

資格審査を受けることができる者は、次に掲げる全ての事項を満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当しない者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者（申請者の運営する医療・検診施設が医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、病院又は診療所の開設許可を受けていること。）

(3) 営業年数が2年以上ある者

(4) 都道府県税及び消費税を完納している者

(5) 次のア～オに該当しない者

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

3 資格審査

(1) 資格審査は、3年に1回定期に行う。なお、追加の資格審査を随時に行うものとする。

(2) 資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

ア 営業年数

イ 業務実績

ウ 医療スタッフ数

エ 外部精度管理事業への参加実績

4 資格審査の申請

(1) 資格審査を受けようとする者は、別に定める職員健康診断業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ア 営業概要書

イ 使用印鑑届

ウ 病院又は診療所開設許可証の写し

エ 申請直前2年分の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては確定申告書の写し）

オ 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては身分証明書及び印鑑証明書

カ 権限を医療・検診施設の長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 最近1年間の都道府県税納税証明書及び消費税納税証明書

ク その他知事が指示する書類

(2) 申請書の提出期間は、定期の資格審査にあつては資格審査を実施する年度の9月15日から9月30日までとする。

この場合において、9月30日が静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日をもって申請の期限とする。

この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付けるものとする。

5 資格審査の結果の通知

知事は、資格審査の結果を競争入札参加資格審査結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、定期の資格審査にあつては、当該資格を決定した年の11月1日から次の定期の資格審査が行われる年の10月31日までとし、随時の資格審査にあつては、資格を決定した日から次の定期の資格審査が行われる年の10月31日までとする。

7 申請書の記載事項の変更届

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、速やかに別に定める競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。

(1) 所在地

(2) 商号又は名称

(3) 法人にあつては代表者の役職名及び氏名、個人にあつては本人の氏名

(4) 使用印鑑

(5) 電話番号

(6) 連絡先のメールアドレス

(7) 登載業務の全部又は一部の廃止

(8) 委任先についての上記(1)～(5)の事項

8 廃業等の届出

入札参加資格者が、次の一に該当することとなったときは、各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したときその相続人
- (2) 法人が合併により消滅したときその役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときその清算人
- (5) 廃業したとき本人又は役員

9 入札参加資格の取消し

知事は、入札参加資格者が2の(1)及び(2)に該当しない者になったとき又は虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

この告示は、公示の日から施行し、平成24年11月1日以降に有効となる入札参加資格の審査から適用する。